

## | 入所のご挨拶

2025年4月、第77期司法修習を修了した3名の弁護士を新たに事務所へ迎え入れました。  
 企業法務部に2名、家事部に1名を配属いたしました。  
 弁護士法人グレイスは、新たな若い力を活かしながら、今後も顧問先様の経営のサポートに尽力いたします。



企業法務部  
**黒瀬 佳祐**  
 KUROSE Keisuke  
 九州大学法学部 卒業  
 九州大学法科大学院 卒業



企業法務部  
**湊 志隆**  
 MINATO Shiryu  
 慶應義塾大学法学部法律学科 卒業  
 慶應義塾大学大学院法務研究科 卒業



家事部  
**鈴木 加南太**  
 SUZUKI Kanata  
 創価大学法学部法律学科 卒業  
 一橋大学国際公共政策大学院  
 グローバル・ガバナンスプログラム 修了

顧問先の皆様に新たな顧問サービスをご提供します

# 役員の任期満了 お知らせサービス

無償

当事務所が貴社の役員の方々の任期を管理し、  
 任期満了前に事前にお知らせするサービスです。

- 役員の任期満了時期が把握できていない
- 役員の再任登記を怠ったことがある  
(注：100万円以下の罰金になることがあります)



※1 登記手続は含まれません。ただし有償でお引き受けすることはできます。  
 ※2 当サービスをご利用いただく場合は、貴社の定款をご提供していただきます。

全ては依頼者の最大の利益の為に  
 契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

NEW 企業法務部専用ダイヤル  
 法律相談のご予約はこちら!

0120-77-9014  
※これまでのフリーダイヤル 0120-100-129 にも繋がります。

受付時間：平日9:00～18:00  
※緊急案件については土日でもご対応  
 できる場合があります

News Letter

vol.136  
 2025.04



弁護士法人グレイス  
 mail: info@grace-law.jp  
 https://gracelaw.jp/

〈東京事務所〉  
 〒105-0012 港区 芝大門1-1-35、4階  
 Tel 03-6432-9783

〈神戸事務所〉  
 〒651-0088 神戸市 中央区小野柄通5-1-27、2階  
 Tel 078-862-3764

〈福岡事務所〉  
 〒812-0011 福岡市 博多区博多駅前4-2-1、7階  
 Tel 092-409-8603

〈熊本事務所〉  
 〒860-0806 熊本市 中央区花畑町12-1-6階  
 Tel 096-245-7317

〈鹿児島事務所〉  
 〒890-0046 鹿児島市 西田2-27-32、4-7階  
 Tel 099-822-0764

〈長崎事務所〉  
 〒550-0033 長崎市 万才町7-1-8階  
 Tel 095-895-5557

# GRACE News Letter

## CONTENTS

- 企業法務コラム カスタマーハラスメントについて
- 顧問チャット活用事例 キャッシュバックキャンペーンのご相談
- グレイス・ニュース 入所のご挨拶

## TOPICS 企業法務コラム

## カスタマーハラスメントについて

弁護士  
 戸田 晃輔



近頃、カスタマーハラスメント（以下「カスハラ」といいます。）という言葉が耳にすることが増えています。東京都では、顧客による著しい迷惑行為の防止を目的としたカスハラに関する条例が令和7年4月1日から施行されました。そこで、今回はカスハラについて簡単に説明したいと思います。

そもそも、カスハラとはどのような行為を意味するのでしょうか。労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱（以下「本要綱」といいます。）では、カスハラは定義として、「職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者（「顧客等」という。）の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質そ

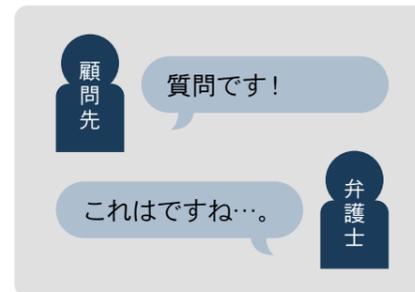
の他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境が害されること」とされています。この定義からすれば、カスハラを行う主体は「取引の相手方」や「施設の利用者」だけでなく、「事業に関係を有する者」が広く含まれることになります。

また、本要項では事業主に対し、「当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない」という措置義務が定められることが記載されています。

以上のとおり、事業主として事業を行う上で、カスハラ対策は必須といえます。カスハラについてお悩みの際はいつでもご相談いただければと思います。

## オンライン相談 「顧問チャット」

弁護士法人グレイスでは、「Chatwork®」を導入し、顧問先の皆様と繋がっています。チャットなので時間を気にすることなく、いつでも相談事項を送信することができます。チャットルームには企業法務を担当する弁護士が入室しており、質問にお答えしています。



### はじめての顧問チャット 開通までのかんたん3ステップ

STEP 1

#### アカウントの作成

右のQRコードからご自身のアカウントを作成してください。



[https://www.chatwork.com/service/packages/chatwork/pre\\_register.php](https://www.chatwork.com/service/packages/chatwork/pre_register.php)

STEP 2

#### グレイス事務局へ連絡

①登録メールアドレス、②チャットワークIDをグレイス事務局へメールでご連絡ください。※連絡先メールアドレス: [kigyo@grace-law.jp](mailto:kigyo@grace-law.jp)

STEP 3

#### グループチャットルーム開設

グレイス事務局が顧問先様専用グループチャットルームを作成します。顧問先様からのチャットでのご質問に対応するほか、グレイスからのお知らせ等もご連絡いたします。



「顧問チャット」を現状で導入されていない顧問先様におかれましては、ぜひ導入をご検討ください。

「顧問チャット」は、顧問料をお支払いいただいているすべての顧問先様にご利用いただけるサービスです。

### 顧問チャット活用事例



いつでも気軽に弁護士に相談できる「顧問チャット」でいただいた興味深い内容をご紹介します。

vol. 63

#### キャッシュバックキャンペーンのご相談



相談者 X社様

当社は、創業3周年イベントとして、お客様へのキャッシュバックキャンペーンの実施を検討しております。キャッシュバックキャンペーンの実施にあたり、法的な問題がないかご確認いただきたく存じます。

一般に、お客様に商品を販売するにあたって、何らかの経済上の利益を提供する場合には、景品の提供として、景品表示法の規制対象となり、限度額などが定められています。

キャッシュバックキャンペーンは、正常な商習慣に照らして適当な値引と認められる場合には、景品表示法の規制対象にはなりません。取引通念上妥当と認められる基準に従い、お客様に対し、代金をキャッシュバックすることは、適法に行うことができます。例えば、レシートの合計金額●%割り戻し、商品シール●枚ためて送付すれば●円キャッシュバックといったキャンペーンがこれにあたります。

ただし、キャッシュバックの有無や金額がクジできまるとか、キャッシュバックしたお金の用途を制限するとか、キャッシュバックか景品かをお客様に選択させるとか、そういったやり方をすると景品表示法の規制対象となってきます。

景品表示法の規制は、複雑なものとなっていますので、金額や条件などの詳細を含め、しっかり相談のうえ進めていきましょう。



回答した弁護士

弁護士  
杉原 悠介